



大町市学校再編基本計画

令和3年9月

大町市教育委員会

はじめに

令和3年4月時点の当市の人口は約2万7千人で、児童・生徒数は、1千6百人ほどです。市内には小学校5校、中学校3校、義務教育学校1校があり、このうち小学校1校と中学校1校、義務教育学校1校は山間地の小規模校です。

先端技術の急速な進歩や価値観の多様化、社会のグローバル化が進行する一方で、急激に進む少子化に対応し、これからの時代を担う児童・生徒が「真に協働し力強く生き抜いていく力」を身につけるために、市では、これまで市内全校をコミュニティ・スクールとし、「協働の学び」を指導の基本に据え、山村留学や特認校制度、義務教育学校の設置、働き方改革やICTの積極的導入、中高連携教員や小中学校連携のALT配置、支援ボランティアの活用など多様な取組みを進めてまいりました。

こうした背景を踏まえ、これまでの取組みについて様々な面から広く検討・評価いただき、急激に進む少子化に対応した的確な施策を総合的に策定するため、平成30年度には、市民代表や学校関係者、学識経験者等からなる「少子化社会における義務教育のあり方検討委員会」を設置しました。このあり方検討委員会では、市民や保護者を対象にアンケート調査を行い、審議経過については市の広報紙やホームページで周知しながら2年間にわたり精力的な審議をいただき、令和2年1月に今後の義務教育のあり方に関し、平成18年の3市村合併以前の旧大町市内の小学校4校と中学校2校については、小学校2校と中学校1校に再編し、コミュニティ・スクールの充実や幼保・小・中連携教育の推進を図ること等について提言をまとめていただきました。

この提言を受け、教育委員会では令和2年度に「市立学校通学区域再編審議会」を設け、「通学区域や再編後の小中学校の設置位置等」について諮問しました。その結果、旧大町市内の小学校4校と中学校2校について、小学校は、大町・平地区と常盤・社地区を通学区域とする2校に、中学校は、現仁科台中学校に再編統合することなどを骨子とする答申をいただきました。

また、コミュニティ・スクールの充実については、市内全小中学校を、従来の「信州型」から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第47条の5に基づき、学校運営計画の承認などの権限を持つ学校運営協議会を置く「文部科学省型」に移行し拡充を図るとともに、幼児期から義務教育まで一貫した教育指導体制の充実について、子育て行政や医療・保健・福祉等関係する分野との総合的な連携体制の一層の充実を進めております。

さらに、本年度策定する「大町市第5次総合計画後期基本計画」では、「新学習指導要領」等を踏まえ、地教行法第1条の3に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育大綱を定めることとしております。

この計画は、以上の経過を踏まえ、特に市内小中学校の再編統合を具体的に進めるために地教行法第1条の4の規定に基づく市長と教育委員会で構成される総合教育会議において「大町市学校再編基本計画（案）」として作成し、市の広報紙やホームページ等で公開するとともに、市民説明会等やパブリックコメントなどを通じて広く市民のご意見をお聞きしたうえで、慎重かつ綿密な審議を重ね取りまとめたものです。

令和3年9月

大町市教育委員会

目 次

I 基本計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 検討の経過	3
II 学校再編の基本的な方針	9
1 学校再編による通学区域の見直し	9
2 通学区域が変更された区域の市立学校の設置位置	9
3 幼児教育から義務教育まで一貫した教育の充実	9
4 小規模学校の特色ある学校づくりの方針	9
III 新校開校に向けた具体的な進め方等	10
§ 新校開校に関する事項	10
1 新校の名称等	10
2 新校の開校時期	10
3 通学路の安全確保等	10
4 施設の整備	10
5 コミュニティ・スクール	11
6 児童・生徒等への配慮	11
§ 跡施設に関する事項	11
1 跡施設の活用	11
2 活用事例の情報収集	11
【参考資料】	12
1 大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会報告書（抄本）	13
2 大町市立学校通学区域の再編等について【諮問】	16
3 大町市立学校通学区域の再編等について（答申）	17
4 市立学校の現状等	19
5 市の教育に関する基本的考え方(新学習指導要領への対応の概要)	21
6 大町市学校再編準備委員会設置要綱	24
7 活力ある教育環境を目指して(広報おおまち 2019 年 4 月号)	25
8 大町市の義務教育に関するアンケート結果(広報おおまち 2020 年 1 月号)	26
9 これからの少子化社会を見据えた義務教育のあり方について(広報おおまち 2020 年 4 月号)	27

I 基本計画策定にあたって

大町市学校再編基本計画（以下「再編基本計画」という。）は、次代を担う子どもたちにとって、望ましい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、学校再編に関する基本方針です。

1 計画策定の背景

A I などの急速な進歩や価値観の多様化、社会のグローバル化の進行と急激に進む少子化に対応し、「真に協働し力強く生き抜いていく力」を身につけるために、新しい「学習指導要領」では、多様な人々と協働する人間性の涵養と、基礎的知識や思考力・判断力・表現力等の育成が求められるようになりました。当市では、同指導要領を踏まえ、児童・生徒が教えあい、学びあう「主体的で対話的な深い学び」（協働の学び）を指導の根幹に据え、様々な取組みを進めております。

一方で、文部科学省では、全国的に進む少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、平成 27 年 1 月、「公立小中学校の適正規模・適正配置」の基準を見直し、公立小中学校について、現行の学校規模の標準（12～18 学級）を下回る場合の対応の目安として、学校の規模別に市町村のとるべき対応策をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。

当市においても、近年、年間 140 人前後の出生数となっている状況から、近い将来、小学校において単学級の学年がさらに増加することが見込まれ、中学校においても生徒数の減少に伴い配置教員数も減少し、教科担当や学校管理に支障が生じ、部活動で団体競技等の存続が困難になるなど、少子化による様々な影響が起きている現況に鑑み、平成 29 年度の総合教育会議において今後の義務教育のあり方について協議し、「少子化社会における義務教育のあり方」の検討に着手しました。

（参考資料 5 及び 7 参照）

2 検討の経過

(1) 大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会

教育委員会では、少子化社会に伴う児童・生徒数の減少に対応した教育環境や義務教育のあり方に関して総合的な見地から検討するため、平成 30 年 7 月に「大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会」（以下「あり方検討委員会」という。）を設置しました。

あり方検討委員会では、教育委員会に市民や保護者を対象としたアンケートを実施するとともに、関係資料の提出を求め、さらに、学校教職員や教育委員会事務局等から現状と課題に関する聞き取り調査を行い、8 回の全体会と 3 回の研究部会の会議を開催し、検討結果を報告書にまとめて令和 2 年 1 月に市教育委員会へ提言しました。

◇ あり方検討委員会の開催状況

期 日	主な検討内容等
第 1 回 (H30. 7. 27)	・ 児童・生徒数の推移、学校教育の現状、国・県・大町市の取り組みの情報共有
第 2 回 (H30. 11. 15)	・ 各校、団体から出された、少子化に伴う課題、効果などの検討 ・ 学校評価に併せた第 1 回保護者アンケート
第 3 回 (H31. 2. 8)	・ 第 1 回保護者アンケート結果の報告
第 4 回 (H31. 3. 20)	・ 市民アンケートの内容検討 ・ 広報紙の記事「大町市の義務教育の状況」の内容確認 ・ 研究部会の設置
第 5 回 (R1. 7. 3)	・ 市民アンケート結果の報告及び研究部会における協議内容の報告 ・ 第 2 回保護者アンケートの実施
第 6 回 (R1. 11. 6)	・ 第 2 回保護者アンケート結果の報告 ・ 研究部会における協議内容の報告 ・ あり方検討委員会の報告書（素案）の検討
第 7 回 (R1. 12. 26)	・ あり方検討委員会の報告書（案）の検討
第 8 回 (R2. 1. 22)	・ 検討委員会の報告書のまとめ

◇ あり方検討委員会研究部会の開催状況

期 日	主な検討内容等
第 1 回 (R1. 6. 25)	・ 研究部会の役割、市民アンケート結果の報告、少子化に伴う課題の整理
第 2 回 (R1. 10. 16)	・ 第 2 回保護者アンケート結果の報告 ・ 学校及び市教委が捉える少子化に伴う課題の情報共有
第 3 回 (R1. 11. 1)	・ 検討委員会の報告書（素案）の検討

◇ 義務教育に関するアンケート結果の概要

あり方検討委員会では、急激に少子化社会が進み、今後、児童・生徒数が減少していく中で、将来を展望した義務教育のあり方を検討するため、令和元年度に市民及び保護者を対象にアンケートを実施しました。

【アンケート結果の主な内容】

- ① 1 学年当たりのクラス数：複数クラスを望む回答が 7 割以上
- ② 1 クラス当たりの児童・生徒数：35 人以下が適当である回答が約 5 割
- ③ 通学時間：通学は 30 分以内を望む回答が 7 割以上
- ④ 少子化の中での学校数：市全体で適正配置を望む回答が約 6 割

(参考資料 8 参照)

◇ 少子化進行による学校現場から出された意見

児童・生徒数の減少に伴う学校現場の影響を把握するため、あり方検討委員会研究部会が「教員数が減少する中での学校運営の面、学習指導の面、生徒指導の面、特別活動の面、児童生徒の社会性育成の面、通学上の安全確保の面、学校施設の維持・管理の面、地域コミュニティの核としての学校の役割の面」等の視点から、令和元年度に市内全小中学校から聞き取り調査を実施しました。

【聞き取り調査から明らかとなった主な内容】

① 小規模校のメリット

⇒ 学習や生活指導の面で、全児童・生徒を把握できて、きめ細かな指導が可能です。必然的に異年齢交流の機会が増加します。

② 小規模化に伴う影響

⇒ 学級数の減に伴う教員数の減などにより、次のような影響が心配されます。

- ・ 人数指導や習熟度別指導など多様な指導体制が組めない心配
- ・ 専科が配置されないと専門性を生かした学習ができず学力に影響する心配
- ・ 多様な経験や考え方を出し合いながらの学習や球技種目や合唱などの集団学習の機会が失われる心配
- ・ クラス替えができなくなり人間関係の固定化が心配
- ・ 1人あたりの校務の負担が増加することが心配
- ・ 年休を取得しづらい心配 など

※ 児童・生徒指導上の問題から教員の業務負担など、現状のまま学校を存続し、小規模化していくと深刻な影響を及ぼす事態が、メリット以上に浮き彫りとなり喫緊に対応が必要な課題として認識されました。

(参考資料9 参照)

◇ あり方検討委員会の提言の概要

① 通学区域の見直しと旧市内における小中学校の再編について

⇒ 旧市内の小学校4校を2校、中学校2校を1校に再編

② 幼児教育から義務教育までの一貫した教育の推進について

⇒ 再編に合わせ教育に関する総合的なビジョンの策定

③ 学校施設の整備等教育環境の充実について

⇒ 必要な改修や整備を計画的に実施し教育環境の充実

④ 地域とともにある学校づくりの推進について

⇒ コミュニティ・スクールの充実と住民組織の単位と通学区域の整合

◇ あり方検討委員会委員構成

市内校長会、学校運営委員会及び運営協議会、PTA連合会正副会長、連合自治会、社会福祉協議会、保育園保護者会連合会、幼稚園保護者代表、識見を有する者、公募による者、副市長

(2) 大町市立学校通学区域再編審議会

教育委員会は、令和2年6月に地方自治法の規定に基づく附属機関として、条例により教育委員会の諮問機関として大町市立学校通学区域再編審議会（以下「再編審議会」という。）を設置し、あり方検討委員会報告書の提言を受けて、通学区域の再編などを決定するに当たり再編審議会に諮問を行いました。

再編審議会では、教育委員会からの3つの諮問事項に対して、令和3年3月までに施設見学を含め8回の審議会を開催し、同年3月末に審議の結果を取りまとめ答申いただきました。

◇ 再編審議会の開催状況

期 日	主な審議内容等
第1回 (R2. 6. 26)	・ 市立学校の現状等を情報共有 ・ 具体的な通学区域の再編などの諮問
(R2. 7. 27)	・ 学校施設の現地見学
第2回 (R2. 8. 20)	・ 旧市内の2中学校の校地を比較検討 ・ 小学校の位置関係の状況を把握
第3回 (R2. 10. 8)	・ 学校施設の防災面を比較検討 ・ 小学校再編シミュレーションを比較検討 ・ 中学校施設を小学校施設に用途変更する場合を比較検討
第4回 (R2. 12. 21)	・ 中学校校地の選定評価表による比較検討 ・ 小学校候補地の通学区域における考え方を検討
第5回 (R3. 1. 18)	・ 中学校校地の選定評価表修正 ・ 小学校校地の選定評価表の項目検討
第6回 (R3. 2. 15)	・ 小学校の校地の選定
第7回 (R3. 3. 9)	・ 小学校校地の選定評価表修正 ・ 答申案の検討

◇ 再編審議会委員構成

市内校長会、PTA連合会、連合自治会、保育園保護者会連合会、幼稚園保護者、あり方検討委員会、識見を有する者、公募による者

(3) 教育委員会及び総合教育会議

教育委員会では、定例教育委員会及び総合教育会議等で、再編基本計画の内容について検討し、市民説明会及びパブリックコメントを実施したうえで、令和3年8月に再編基本計画を取りまとめました。

◇ 教育委員会及び総合教育会議の開催状況

期 日	主な検討内容等
第3回教育委員会 (R3. 3. 23)	・再編審議会の答申内容の確認 ・再編基本計画の策定作業の確認
第4回教育委員会 (R3. 4. 14)	・再編基本計画の策定に関する基本事項及び計画の構成 ・再編スケジュールの確認
4月臨時教育委員会 (R3. 4. 27)	・再編基本計画（素案）の検討
第1回総合教育会議 (R3. 4. 28)	・再編基本計画（素案）の検討 ・再編スケジュールの確認
第5回教育委員会 (R3. 5. 21)	・小学校校地（大町・平地区）の候補地を選定するための比較検討
第2回総合教育会議 (R3. 5. 24)	・再編基本計画（素案）の検討 ・市民説明会及びパブリックコメントの実施を確認
第6回教育委員会 (R3. 6. 22)	・再編準備組織等の検討 ・市民説明会の資料の確認
第7回教育委員会 (R3. 7. 27)	・市民説明会等の実施状況及びパブリックコメントの状況を報告
第8回教育委員会 (R3. 8. 18)	・再編基本計画（案）の取りまとめ
第3回総合教育会議 (R3. 8. 25)	・再編基本計画（案）の取りまとめ

◇ 「再編基本計画（案）」に係る市民説明会及びパブリックコメントの実施状況

① 市民説明会の開催状況

期 日	会 場	参加者
R3. 6. 23	サンアルプス大町	45 人
R3. 6. 24	常盤公民館	25 人
R3. 6. 25	平公民館	24 人
R3. 6. 29	社公民館	19 人
R3. 7. 1	八坂公民館	22 人
R3. 7. 2	美麻公民館	17 人
合 計		152 人

② パブリックコメントの受付状況

募集期間：令和3年7月1日（木）から8月10日（火）まで

受付方法	件 数
投 函	5 件
F A X	3 件
メール	14 件
合 計	22 件

【市民説明会及びパブリックコメントの主な意見等】

意見項目	市民説明会	パブリックコメント
通学区域の見直し	2 件	2 件
新校の設置位置	2 件	8 件
特色ある学校づくり	10 件	0 件
新校の名称等	1 件	0 件
新校の開校時期	11 件	9 件
通学路の安全確保	6 件	1 件
施設の整備	10 件	0 件
児童生徒への配慮	4 件	0 件
保護者負担への配慮	4 件	0 件
新校の具体的な内容	6 件	2 件
跡施設の活用	0 件	1 件
その他	20 件	13 件

※ 市民説明会及びパブリックコメントでは、「学校の設置位置」をはじめ学校再編の基本的な事項のほか、「新校開校の時期」などの新校開校に向けた具体的な進めた方等について、様々な視点から多くのご意見やご質問が寄せられました。対応できる事項は再編基本計画に反映し、ご理解いただきたい事項は丁寧な説明に努めていくことを確認しました。

Ⅱ 学校再編の基本的な方針

あり方検討委員会報告書の提言及び再編審議会の答申を踏まえ、市全体の学校再編に関する基本的な方針を次のとおりとします。

1 学校再編による通学区域の見直し

(1) 中学校（義務教育学校後期課程）

中学校の通学区域は、次の3つの区域とします。

- ① 大町地区、平地区、常盤地区、社地区の行政区を一つの通学区域とします。
- ② 八坂地区は、当面現行どおりとします。
- ③ 美麻地区は、当面現行どおりとします。

(2) 小学校（義務教育学校前期課程）

小学校の通学区域は、次の4つの区域とします。

- ① 大町地区、平地区の行政区を一つの通学区域とします。
- ② 常盤地区、社地区の行政区を一つの通学区域とします。
- ③ 八坂地区は、当面現行どおりとします。
- ④ 美麻地区は、当面現行どおりとします。

2 通学区域が変更された区域の市立学校の設置位置

(1) 中学校

- ① 現仁科台中学校（大町市大町 3759 番地）の位置とします。

(2) 小学校

- ① 大町地区、平地区の通学区域は、
現第一中学校（大町市大町 4528 番地）
現大町西小学校（大町市大町 4773 番地 3）

上記2校のいずれかの位置とすることとして、精力的に検討を重ねてきましたが、立地条件や増改築・改修費用、市民意見等について、なお総合的に検討を深める必要があり、総合教育会議等を通じた市長部局との調整についても多くの課題があることから、設置位置についてはさらに1年程度の検討期間を設け、詳細な検討を経た上で決定します。

- ② 常盤地区、社地区の通学区域は、現大町南小学校（大町市常盤 3543 番地 1）の位置とします。

3 幼児教育から義務教育まで一貫した教育の充実

- ① 一貫した子ども理解と指導の継続性の実現
- ② 一貫した体系的な教育と学習目標の設定
- ③ カリキュラムや学習内容の体系性・系統性の確保
- ④ 一貫した指導の確立に向けた研修の充実と体制の整備

4 小規模学校の特色ある学校づくりの方針

- ① 八坂小学校及び八坂中学校は、両校が相互に密接な連携を図るため、施設分離型の小中一貫教育校を推進します。
- ② 美麻小中学校は、義務教育学校としての特色ある教育を継続します。
- ③ 八坂・美麻地区の小規模特認校制度は特色ある教育として継続します。

Ⅲ 新校開校に向けた具体的な進め方等

学校再編により設置する学校は、新校として開校します。新校の学校行事や教育課程、再編対象の児童・生徒の学校間交流など新校開校に向けた準備や、閉校式等の必要な事項について大町市学校再編準備委員会を設置し、新校ごとに具体的な個別マニュアルを策定し開校準備を進めます。また、県教育委員会と協議し、校内において再編に伴う実務を担当する教員を配置します。

§ 新校開校に関する事項

1 新校の名称等

- ① 新校の名称は、新たな学校名を定めることとします。
- ② 新校の校歌・校章等は、新たに定めることとします。

2 新校の開校時期

- ① 中学校 令和5年度を目途に開校します。
- ② 小学校 令和8年度を目途に開校します。

【全体スケジュール概要】

		R 3年度	～	R 5年度	～	R 8年度
中学校	新校名称等					
	施設整備等					
	再編準備委員会					
	教育課程編成					
		新校開校				
小学校	新校名称等					
	施設整備等					
	再編準備委員会					
	教育課程編成					
		新校開校				

3 通学路の安全確保等

国の基準である「小学校4km、中学校6km、通学時間はおおむね1時間を超えないこと」を基本としながら、通学区域が変更になる児童や生徒については、当市の実情を踏まえ通学の安全性の確保と利便性に十分配慮します。

また、遠距離通学となる児童や生徒については、電車、スクールバス等の利用により安全な通学手段を確保します。

4 施設の整備

新校として活用する学校施設については、総合的に点検整備を行い、児童・生徒の良好な学習環境が図られるよう施設の充実を図ります。

新小学校は、老朽化対策や校舎棟の新增築等の大規模な工事が必要となることから、市の財政計画と整合を図りながら、国庫補助事業や県の支援を受け計画的に進めます。

5 コミュニティ・スクール

新校開校に当たっては、従前校と同様に学校運営に地域社会の参画を得ながら、地域に根付いたコミュニティ・スクールとしての取組みを進めます。

6 児童・生徒等への配慮

(1) 学校間の事前交流

再編による児童・生徒の不安や負担等をできるだけ軽減し、新たな学校生活へ円滑に移行できるよう、学校間の事前交流等に努めます。

(2) 保護者負担等への配慮

通学区域の変更に当たり、保護者の一体感の醸成に努め、制服の使用等様々な課題について新たな負担を抑えるよう配慮します。

9 跡施設に関する事項

1 跡施設の活用

少子化に伴い、近年、全国的に学校再編が取り組まれていますが、使用されなくなった多くの学校施設は、有効活用のための具体的な取組みが大きな課題となっています。

学校等施設は、施設規模や立地条件等から見ても、市にとって貴重な財産であり、これらの有効活用は、コミュニティの活性化、地域経済の発展、効率的な行財政運営の推進等に大きく関係します。こうしたことから、できるだけ早期に跡施設の有効活用に向けた検討を開始し、新しいまちづくりを進めていく必要があります。

当市でも学校再編に伴い3つの学校施設が閉校となり使用されなくなります。再編審議会の答申を尊重し、再編により使用されなくなる校舎及び校地は、地域の意見や要望を尊重しながら地域の活性化につながる利活用の方法について、市全体で検討することといたします。

2 活用事例の情報収集

国では、～未来につなごう～「みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、廃校施設の活用推進のため、地方公共団体から未活用の廃校施設の情報を集約し公表しています。

当市も、全国における先進的な活用事例の情報収集に努めてまいります。

【参考資料】

- 参考資料 1 大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会報告書（抄本）
- 参考資料 2 大町市立学校通学区域の再編等について【諮問】
- 参考資料 3 大町市立学校通学区域の再編等について（答申）
- 参考資料 4 市立学校の現状等
- 参考資料 5 市の教育に関する基本的な考え方（新学習指導要領への対応の概要）
- 参考資料 6 大町市学校再編準備委員会設置要綱
- 参考資料 7 活力ある教育環境を目指して（広報おおまち 2019 年 4 月号）
- 参考資料 8 大町市の義務教育に関するアンケート結果（広報おおまち 2020 年 8 月号）
- 参考資料 9 これからの少子化社会を見据えた義務教育のあり方について（広報おおまち 2020 年 4 月号）

大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会報告書（抄本）

令和2年1月29日

【提 言】

検討委員会においては、大町市の義務教育の現状と課題を以上のように共有した上で、保護者や教職員、学校運営協議会や委員会等の意見を聴取し、また市民アンケートと2度にわたる保護者アンケートを実施しました。これらの結果を踏まえて、少子化社会に伴う児童・生徒数の減少に対応した教育環境及び義務教育のあり方に関して、以下の通り提言します。

なお、これらの提言によって少子化に伴うすべての課題が解決できるわけではないので、今後も社会状況や少子化の進行に応じて、様々な面から検討を重ねていくことが重要と考えます。

（１）通学区の見直しと旧市内における小・中学校の再編

平成18（2006）年の市町村合併以前の大町・平・常盤・社の区域の小学校4校及び中学校2校においては、文部科学省が法令上の標準として示している「小・中学校ともに12学級以上18学級以下」の学校規模を基本として、通学距離や通学時間・通学手段等を考慮し、児童・生徒が安全に通学できる環境を確保していく観点から、小学校2校と中学校1校を基本として通学区の見直しと再編を行う必要があります。これにより、専科教員の確保、習熟度や課題別など指導方法による授業内容の充実、部活動などの多様な機会の確保、社会性を醸成する集団づくり等の課題を解決していく糸口となると思われます。

なお、八坂小学校及び八坂中学校、美麻小中学校につきましては、①山村留学制度との関係や影響、②通学に要する距離や時間の関係、③地域コミュニティとの関係、④多様な教育課題に対して果たしている役割などを考慮し、当面は現状を維持することとし、小規模校としての特色を活かし、市全体の義務教育の振興に寄与する学校づくりを引き続き進めていきたい。

（２）幼児教育から義務教育まで一貫した教育の推進

異学年交流等による精神的な発達を促し、幼児期から小・中学校までを見通した系統的教育を実現するために、通学区の再編に合わせ教育に関する総合的なビジョンを策定するなど、幼稚園児や保育園児に対する幼児教育から小・中学校における義務教育まで一貫した方針に基づく教育を推進していただきたい。

また、幼稚園、保育園及び認定こども園等における指導をベースとして、小学校入学時の集団への適応性を高めると共に、いわゆる「中1ギャップ」（小学生が中学校に進学した際、学校生活や授業のやり方など環境の変化に馴染めず、不登校やいじめの増加などが生じる現象）などの課題に対応した中学校進学を可能とする小中一貫教育を整備していただきたい。なお、そこでは、以下の観点を重視していただきたい。

- ① 一貫した子ども理解と指導の継続性の実現
- ② 一貫した体系的な教育と学習目標の設定
- ③ カリキュラムや学習内容の体系的・系統性の確保

（３）学校施設の整備等教育環境の充実

小・中学校の再編に併せ、老朽化が進んでいる小学校施設の整備を実現すると共に、近年、改築された中学校施設についても点検整備に努め、児童・生徒の安全確保の徹底を図っていただきたい。また、快適な教育環境の実現や時代の要請に対応した情報機器の導入など、必要な改修や整備を計画的に実施し、教育環境の充実を図っていただきたい。

（４）地域とともにある学校づくりの推進

小・中学校は、未来を担う子どもたちを育む重要な施設であると共に、地域コミュニティの核としての性格を有し、まちづくりや地域社会の発展と密接不可分な関係にあります。従って、学校運営に地域社会の参画を得ながら地域に根付いたコミュニティ・スクールの一層の充実と推進を図っていただくとともに、地域と学校のつながりを堅持できるよう、自治会、公民館、育成会等の住民組織の単位と通学区について整合性を図るなど最大限の配慮をしていただきたい。

大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等	備考
委員長	柳澤 英幸	大町西小学校運営委員会代表	
副委員長	勝野 英男	第一中学校運営委員会代表	
委員	山崎 晃	市内校長会	
委員	縣 邦彦	市内校長会	
委員	続麻 純生	大町市PTA連合会会長	R1. 6. 24 まで
委員	立川 史明	〃	R1. 6. 25～
委員	山崎 雅之	大町市PTA連合会副会長	R1. 6. 24 まで
委員	中村 敦	〃	R1. 6. 25～
委員	百瀬 泰慶	大町東小学校運営委員会代表	
委員	小林 平八	大町南小学校運営委員会代表	H31. 3. 19 まで
		大町市連合自治会会長	H31. 3. 20～
委員	菅沢 一彦	大町南小学校運営委員会代表	H31. 3. 20～
委員	海川 明文	大町北小学校運営委員会代表	
委員	堀 祐介	仁科台中学校運営委員会代表	
委員	北澤 豊繁	八坂学校運営協議会代表	
委員	北沢 伊紘男	美麻学校運営協議会代表	
委員	中村 勝彦	大町市連合自治会会長	H31. 3. 19 まで
		大町市社会福祉協議会会長	R1. 6. 25～
委員	宮沢 雄一	大町市連合自治会副会長	H31. 3. 19 まで
委員	飯沢 壮一	〃	H31. 3. 20～
委員	荒井 英治郎	識見を有する者	
委員	高橋 克好	公募による者	
委員	吉澤 義雄	大町市副市長	
委員	谷林 夏季	大町市保育園保護者会連合会会長	R1. 6. 24 まで
委員	重田 あまな	〃	R1. 6. 25～
委員	金原 徹	幼稚園保護者代表	
委員	奥村 剛	大町市社会福祉協議会会長	R1. 6. 24 まで

2 教学第 91 号
令和 2 年 6 月 26 日

大町市立学校通学区域再編審議会
会 長 眞嶋 強志 様

大町市教育委員会

大町市立学校通学区域の再編等について【諮問】

当市では、平成 30 年度から急激な少子化に対応した今後の義務教育のあり方について「大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会」を設け検討してきました。本年 1 月に同検討委員会から報告を受けて、旧大町市域の小学校 4 校及び中学校 2 校は、小学校 2 校と中学校 1 校を基本として通学区域の見直しと再編をする等の方針を決定しました。

つきましては、今後、具体的な取り組みを進めるために、大町市附属機関に関する条例第 2 条の規定に基づき下記の事項について諮問いたします。本年 12 月を目途に答申をいただきますようご依頼申しあげます。

記

- (1) 小学校の通学区域に関する事
- (2) 小学校、中学校の設置位置に関する事
- (3) 通学区域再編の時期など必要な事項に関する事

令和3年3月19日

大町市教育委員会 様

大町市立学校通学区域再編審議会
会 長 眞嶋 強志

大町市立学校通学区域の再編等について（答申）

大町市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、令和2年6月26日付け2教学第91号をもって諮問のありました大町市立学校通学区域の再編等について、少子化社会における義務教育のあり方検討委員会（以下、「あり方検討委員会」という。）からの提言を踏まえ、旧大町市域の小学校4校及び中学校2校は、小学校を2校と中学校1校を基本とした通学区域の見直しと再編をする等の方針のもと（1）小学校の通学区域に関する事、（2）小学校、中学校の設置位置に関する事、（3）通学区域再編の時期など必要な事項に関する事の3事項について、7回にわたり審議会を開催し審議を行いました。

これまでに、次代を担う子どもたちの義務教育のあり方を第一に考えながら、慎重かつ十分に審議を行った結果を取りまとめたので下記のとおり答申します。

記

1 小学校の通学区域に関する事

小学校の通学区域は、あり方検討委員会の提言を踏まえ、児童数の推移や将来推計、教員の確保、授業内容の充実等のほか、地域とともにある学校づくりの視点等から、次のとおりとすることが望ましい。

- （1）大町地区と平地区の行政区を一つの通学区域とすることが望ましい。
- （2）常盤地区と社地区の行政区を一つの通学区域とすることが望ましい。

2 小学校、中学校の設置位置に関する事

小学校及び中学校の設置は、立地状況、防災面及び利便性等の基礎的要件や、学校規模・施設状況等の教育環境、通学に関する手段・安全性のほか、児童・生徒や就学予定児童の分布状況などから、次のとおりとすることが適当と考える。

（1）小学校の設置位置について

- ア 大町地区と平地区の通学区域は、現第一中学校又は現大町西小学校のいずれかとすることが望ましい。
- イ 常盤地区と社地区の通学区域は、現大町南小学校とすることが望ましい。

(2) 中学校の設置位置は、現仁科台中学校とすることが望ましい。

3 通学区域再編の時期など必要な事項に関すること

- (1) 新校開校にあたっては、教育委員会において基本的な方針等を定めた計画(案)を策定し、保護者や地域住民への説明に努め、十分意見を聞きながら具体的な計画を定めることとされたい。
- (2) 新校の開校時期は、市民理解を得ながら次のとおりとするよう努められたい。
- ア 小学校の新校は、令和7年度を目途に開校するよう努められたい。
- イ 中学校の新校は、令和5年度を目途に開校するよう努められたい。

【付帯意見】

- あり方検討委員会での提言を尊重し、幼児教育から義務教育までの一貫した教育の推進や、児童・生徒の公平な学習環境が図られるよう施設の充実に努め、再編を進めていただきたい。
- 学校運営に地域社会の参画を得ながら、地域に根付いたコミュニティ・スクールとしての取り組みの一層の充実に努めていただきたい。
- 再編により通学路が変更になる児童や生徒については、安全確保に十分配慮いただきたい。
- 使用されなくなった校舎及び校地の利用については、今後のまちづくりの観点から、市民の意見を十分尊重し、有効に活用していただきたい。
- 新校開校にあたっては、事前に学校間交流などを実施し、児童・生徒の一体感の醸成と不安の解消に努めていただきたい。

この答申を踏まえ、保護者をはじめ市民全体の理解が得られるような学校再編計画を策定し、次代を担う子どもたちにとって望ましい教育環境の整備促進を要望します。

大町市立学校通学区域再編審議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等	備考
会 長	眞嶋 強志	公募による者	
副会長	中村 敦	大町市PTA連合会代表	
委 員	荒井 俊光	大町市PTA連合会代表	
委 員	下川 舞	大町市保育園保護者会連合会代表	
委 員	丸田 実緒	幼稚園保護者代表	
委 員	内川 篤	大町市連合自治会会長	
委 員	丸山 伸一	市内校長会会長	
委 員	勝野 英男	義務教育のあり方検討委員会代表	
委 員	鳥屋 千穂	公募による者	
委 員	荒井 英治郎	識見を有する者	

市立学校の現状等

1 児童・生徒及び学級数の推移・推計

市内の児童・生徒数は、平成 18 年の市町村合併後の平成 19 年度の 2,810 人が令和 3 年度には、1,639 人と 15 年間で 1,171 人減少し、今後もさらに減少していくことが見込まれる。

学級数は、平成 19 年度に小学校 82 (10) 学級、中学校 35 (6) 学級だったが、令和 3 年度には小学校 69 (17) 学級、中学校 34 (11) 学級に減少している。

※括弧内は特別支援学級数。

(1) 中学校生徒数の推計 (人)

	H19	H24	H29	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
一 中	399	336	271	226	221	198				
仁 中	467	491	394	332	333	333				
新 校							511	501	486	449
八坂中	43	41	33	25	25	25	25	31	37	31
美麻(後期)	55	38	37	41	34	38	31	29	22	27
合 計	964	906	735	624	613	594	567	561	545	507

(2) 小学校児童数の推計 (人)

	H19	H24	H29	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
東 小	315	235	184	167	159	139	141	132		
西 小	385	312	259	248	243	259	252	246		
南 小	471	374	295	255	255	263	247	238		
北 小	534	425	341	274	264	252	239	234		
大町/平 新校									518	517
常盤/社 新校									309	314
八坂小	62	51	35	37	45	45	49	49	50	50
美麻(後期)	79	56	48	56	60	39	41	39	37	35
合 計	1,846	1,453	1,162	1,037	1,026	997	969	938	914	916

※基準日は、毎年 5 月 1 日。

※推計値は、令和 3 年 5 月時点の出生数から試算。山村留学は過去 5 年の平均値を加算。特認校は見込んでいない。

2 施設の現況

旧市内の中学校2校（第一中学校、仁科台中学校）は、近年、大規模改築事業（全面改築）が行われ、施設環境の充実が図られている。一方、旧市内の4小学校（東小学校、西小学校、南小学校、北小学校）は、耐震改修に併せて大規模改造事業や体育館棟の耐震化を行ったものの、校舎の大部分は建築後35年以上が経過しており、給排水施設等の老朽化が進んでいる。

(1) 中学校・義務教育学校施設の現況

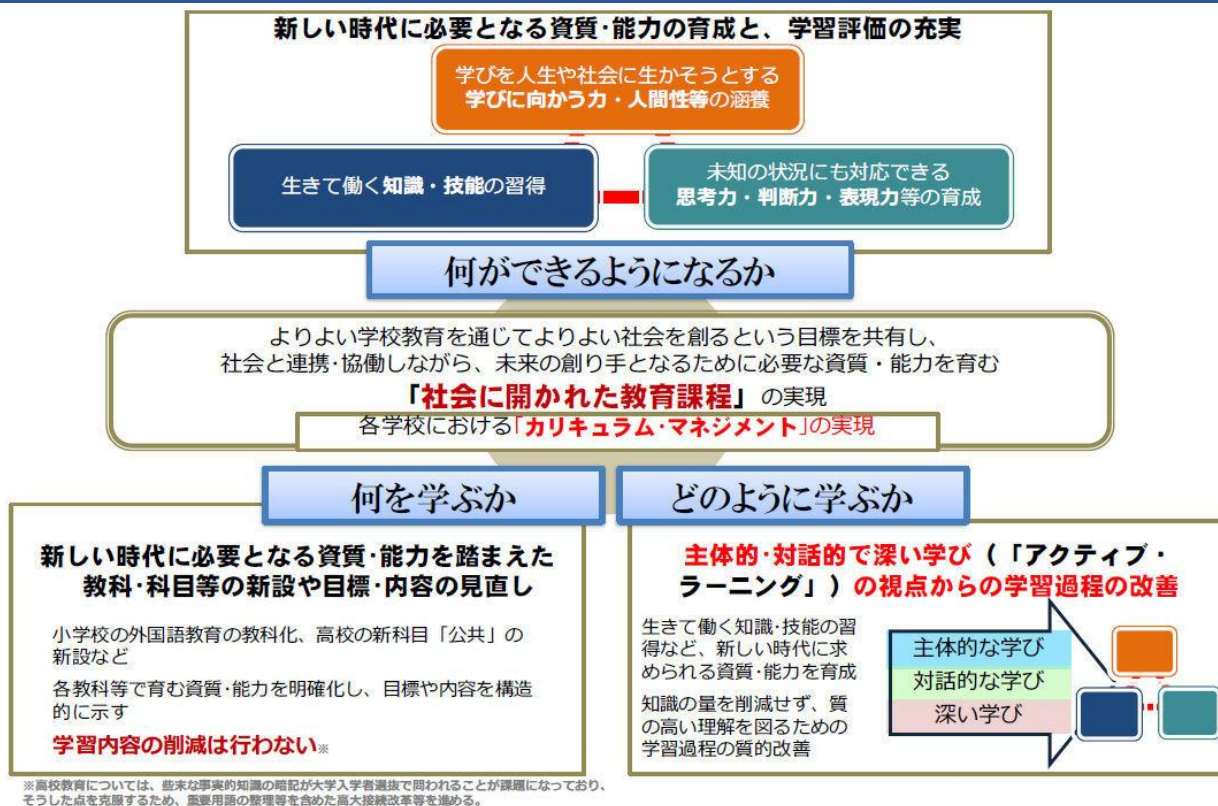
	校地保有面積	校舎建築年	主な改修歴
一 中	30,515 m ²	H17(2005):全面改築	
仁 中	35,375 m ²	H21(2009):全面改築	
八坂中	16,169 m ²	H11(1999):管理・教室棟 H10(1998):体育館	H27(2015):体育館非構造耐震化
美麻小中	26,394 m ²	S50(1975):普通教室棟、給食棟 S52(1977):管理棟、特別教室棟、体育館	H10(1998):普通教室棟・特別教室棟耐震補強 H25(2013):体育館非構造耐震化

(2) 小学校施設の現況

	校地保有面積	校舎建築年	主な改修歴
東 小	33,500 m ²	S54(1979):低学年棟 S55(1980):高学年・特別教室南棟・北棟、管理棟・昇降口、体育館 S56(1981):給食棟	H19(2007):体育館地震補強大規模改造 H22(2010):管理棟・昇降口耐震大規模改造 H23(2011):低学年棟耐震大規模改造 H24(2012):高学年・特別教室南棟・北棟、給食棟耐震大規模改造
西 小	35,933 m ²	S44(1969):低学年棟 S57(1982):プレイルーム、特別教室棟、高学年棟 S58(1983):管理特別教室棟、給食棟 H6(1994):体育館	H13(2001):低学年棟大規模改造 H27(2015):体育館非構造耐震化
南 小	35,510 m ²	S51(1976):低学年東棟 S60(1985):低学年西棟、高学年棟、特別教室棟、管理特別教室棟、給食棟 S61(1986):体育館	H24(2012):体育館非構造耐震化
北 小	32,347 m ²	S52(1977):昇降口・特別教室棟、高学年棟、低学年棟、体育館 S56(1981):給食棟	H9(1997):高学年棟耐震補強・大規模改造 H10(1998):昇降口・特別教室棟、体育館大規模改造 H12(2000):低学年棟大規模改造 H24(2012):体育館非構造耐震化
八坂小	28,615 m ²	S63(1988):普通・特別教室棟、管理・特別教室棟、昇降口棟、共同調理場、体育館	H26(2014):体育館非構造耐震化

市の教育に関する基本的考え方（新学習指導要領への対応の概要）

学習指導要領改訂の考え方



〔文部科学省資料抜粋〕

□「生きる力」の習得と3本の柱への対応

（1）「なにができるようになるか＝生きる力」とは

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得
 - ・ 何を理解し、何ができるようになるか。
- ② 課題解決のための思考力・判断力・表現力等の育成
 - ・ 経験したことがない未知の状況にも対応できる総合的な力量の習得。
- ③ 主体的に学習に向かう態度・多様な人々と協働する人間性等の涵養
 - ・ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送れるか。

（2）「どのように学ぶか」とは —「主体的・対話的で深い学び」の実現—

- ① 児童が主体的に見通しを立て、振り返り、自らの学びを自覚する授業
- ② 児童相互の対話により学びを広げ、深める授業
- ③ 深い学びのために児童の思考と教師の指導を組み立てた授業
 - ⇒ 「カリキュラム・マネジメント」の具体化
 - ※ カリキュラム・マネジメント＝教育課程に基づき、教科間の連携や学年間の相関等に配慮しながら、組織的かつ計画的に教育課題の質的向上を図ること。

(3) 教育目標・教育課程の編成方針、指導計画、職員配置等の質的向上を図るための具体的実践

- ① 「大町市第5次総合計画後期基本計画」を「教育大綱」に位置付ける
- ② 毎年度、「教育大綱」に基づき学校教育基本方針を策定
- ③ 学校教育指導主事や外部講師による「協働の学び」の実践に向けた具体的指導の充実
- ④ コミュニティ・スクールの実践と地域と共にある開かれた学校づくりの推進
- ⑤ 第三者評価を含めた学校評価制度の導入と指導改善への評価の反映
- ⑥ 各校ごとに魅力や特色ある学校づくりに向けたガイドラインの作成
- ⑦ 複数教科や学年間、地域人材等と協働・連携した授業づくりの実践
- ⑧ 教職員の協働による研究・研修チーム活動の充実
- ⑨ 学力向上、不登校・不適応等の課題に対応した研究委員会の設置
- ⑩ 義務教育を通じ、自己有用感を高めるキャリア・パスポートの作成と活用
- ⑪ 産業関係者や就労機関等によるキャリア教育推進協議会の設置

(4) 「何を学ぶか」の具体化について

- ① 幼保・小・中連携による一貫した教育体制の確立
 - ・ 子育て・保健・福祉行政と教育委員会の実務分担の整理と連携の強化
 - ・ 幼稚園教諭、保育士等と小中学校教員による合同研修体制の整備
 - ・ 子育て支援行政担当者の教育委員会との併任
 - ・ 子育て行政と教育委員会の実務担当者会議の充実
- ② コミュニティ・スクールの充実
 - ・ 学校運営協議会の充実と「文科省型コミュニティ・スクール」の確立
 - ・ コーディネーター、支援ボランティアの研修の充実
- ③ プログラミング教育
 - ・ 全児童・生徒への端末の導入とGIGAスクールの推進
 - ・ 研究と情報交換等のための情報教育推進委員会の設置
 - ・ 教職員の指導のためのプログラミング教室の開催
 - ・ 情報センターと連携したプログラミング教育の推進
- ④ 外国語(英語)指導
 - ・ 小中連携した効果的なALTの配置
 - ・ 小学校配置の専科教員による巡回指導
 - ・ 仁科台中学校と岳陽高校の連携による中高連携英語教員の配置
- ⑤ 道徳教育
 - ・ 人権教育を基本とした道徳教育の推進
 - ・ 人権教育との連携し、毎年度、市内6カ所で人権を考える市民の集いを開催
 - ・ 毎年度、2校で人権教育の公開授業を実施
- ⑥ 理数教育
 - ・ 信州大学と連携し、理科・数学(算数)のICTを活用した小中連携カリキュラムの作成

- ・ 第一中学校と岳陽高校の連携による中高連携数学教員の配置
 - ・ 科学振興会による優れた研究・発明の奨励、顕彰、展示公開
- ⑦ 伝統や文化に関する教育
- ・ 郷土学習教材（低学年向け、中・高学年向けの２種類）の作成と配布
 - ・ 信州大学と連携し、WEB教材「大町のひ・み・つ」の配信
 - ・ コミュニティ・スクールでのボランティア等による郷土学習の支援、指導
- ⑧ 特別支援教育
- ・ 医療・保健・福祉・教育の関係者等による教育相談と教育（就学等）支援
 - ・ 各小中学校に教員免許を持った心の教室相談員を配置
 - ・ LD教室・ことばの教室・日本語教室等による多様な指導
- ⑨ 不登校・不適応児童・生徒への対応
- ・ 個別ケースごと子育て行政・学校・教育委員会が連携した支援会議の開催
 - ・ 不登校や不適応指導と連携したSSWの積極的活用
 - ・ 民間法人等によるフリースクール等との連携、活用

大町市学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1 市立学校の再編に向けて、具体的な準備、開校等を円滑に推進するため、大町市学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

2 準備委員会は、学校再編により計画される新しい学校ごとに設置する。

(所掌事項)

第2 準備委員会は、次に掲げる事項について検討及び調整をし、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育活動等に関すること。
- (2) 通学安全対策に関すること。
- (3) 学校施設に関すること。
- (4) 児童及び生徒指導に関すること。
- (5) 学校及び保護者等の組織に関すること。
- (6) 式典行事等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、再編に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3 準備委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立学校長
 - (2) 学校PTAの代表者
 - (3) 学校運営協議会の代表者
 - (4) 大町市連合自治会の代表者
 - (5) 公募による市民等
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事項の報告が終了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 準備委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 準備委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(補助組織)

第6 準備委員会の検討及び調整を補助するため、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 部会員の任務及び任期については、教育委員会がその都度定める。

(庶務)

第7 準備委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

特集

活力ある教育環境を目指して

「少子化社会における義務教育のあり方を検討」

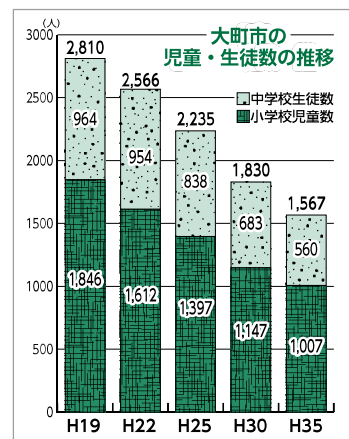
市教育委員会では少子化社会が進むなかで「義務教育のあり方検討委員会」を設置して検討を進めています。これまでの検討状況や、義務教育の現状、取り組みについてご紹介します。

■問い合わせ 学校教育課学校教育係 市内線612

児童・生徒数
10年で約1千人減

全国的に少子化が進むなか、当市も年少人口（0～14歳）は年々減少していくことが見込まれています。

市内の児童・生徒数は、平成19年の2810人が、平成30年には1830人となり、およそ10年間で約1千人減少



※平成30年以前は対象年の5月1日現在の実数です。
※平成35（2023）年は30年4月1日の住民登録数に基づき算出した推計値です。

少子化社会における
義務教育のあり方検討
委員会を設置

市教育委員会では、少子化の進行に対応して小規模でも多様な考え方に触れ、広い社会性を身に付けるため「ミニコミュニティ・スクール」と通学区を定めない「小規模特設校」を導入。少人数指導のメリットを生かし、児童・生徒の主体性を大切にしたい協働の学びに取り組みました。さらに、ICT（情報通信技術）教育や外国語指導の充実、小中連携や一貫教育なども導入しました。

しかし、こうした指導方法や学校運営の改善のみでは、部活動における集団競技への対応や広範な同世代との社会的交流をはじめ、円滑な学校行事の運営や効果的な教育教材の導入、施設整備などが十分に達成できない課題があるのが現状です。

これまでの
委員会の経緯

▽第1回検討委員会（平成30



第3回義務教育のあり方検討委員会の様子

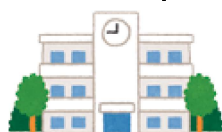
年7月27日）
児童・生徒数の推移、学校教育の現状、国・県・大町市の取り組みについて説明、情報共有
▽第2回検討委員会（平成30年11月15日）
各校、団体から出された、少子化に伴う課題、効果などの検討、学校評価に併せた保護者アンケート実施の説明
▽保護者アンケートの実施（平成30年11月～平成31年1月）
▽第3回検討委員会（平成31年2月8日）
保護者アンケートの結果の報告

学校教育の経常経費

平成29年度の学校教育費（人件費、教育活動費、管理費等）は、5億1064万円で、10年前の平成19年度の4億6920万円より、約4千万円増加しています。

「コミュニティ・スクール」の導入やICT教育などにより、学校環境や学習指導の状況等も大きく変化しているため、単純に比較することはできませんが、児童・生徒数が減少するなか、学校教育にかかる経費は、増

えているのが状況です。
※数値は、国が実施する「地方教育費調査」から

学校教育に係る
主な施策や取り組み

子どもたち一人一人が、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となるこ

とができるよう、少子化が進む中、効果的な教育を進めています。

■新学習指導要領を踏まえた
新しい学び

児童・生徒が主体的に発見し、共に教え合う「協働の学び」を、ICTを活用して積極的に進めています。

また、小学校における英語の教科化や外国語活動はALTを増員し、国が示す段階的な移行によらず、30年度から先行実施しています。

■コミュニティ・スクール

市では、29年度に市内全小中学校を「コミュニティ・スクール」とし、学校と保護者、地域の人々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映すること子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めています。



■山留・特設校制度の活用



育てる会

山村留学（山留）事業を運営する（公財）育てる会では、都市部の小中学生を受け入れ、長期に渡り親元を離れ集団生活や農家での生活を通じ協調性や自立心を育む教育を実践しています。八坂・美麻地区の小中学校では、現在、山村留生が約2割に籍にしています。

また、27年度から八坂・美麻地区の小中学校は、市内全域から通学できる小規模特設校を導入し、例年15人前後の児童・生徒がこの制度を利用しています。

■いじめ・不登校の対策

いじめの件数は、文部科学省の定義が改められ、積極的、日常的な発見に努めたところ29年度は96件でした。小中学校では、いじめ行為対策委員会を設置し、保護者の理解と

市民アンケート調査にご協力を



市教育委員会では、少子化社会における大町市の義務教育のあり方について、市民アンケートを実施します。

地域の宝である子どもたちの望ましい教育環境を考える基礎資料となります。ご理解ご協力をお願いします。

■対象 地区・年齢・性別を考慮して抽出します。

■実施時期 5月（予定）

■問い合わせ

学校教育課学校教育係 市内線612

と、相談体制の充実に努めています。

■特別支援教育の状況

医師や教員、専門機関の職員等からなる教育支援委員会を設置し、児童・生徒一人一人の状況に応じたふさわしい教育の実施のため、調査・相談業務を行っています。29年度の相談件数は69件ありました。

30年度は、市内には26の特別支援学級があり131人の児童・生徒が学んでいます。また、市外の特別支援学校へも33人の児童・生徒が通学しています。

大町市の義務教育に関するアンケート結果

市教育委員会では、少子化社会における義務教育のあり方検討委員会（以下「検討委員会」）で、将来を展望した義務教育のあり方について総合的な検討を行うため、昨年5月に「市民アンケート」、夏休み期間中に「保護者アンケート」を実施しました。

今回は、アンケートの主な設問と結果、今後の少子化社会における義務教育のあり方検討のスケジュールをお知らせします。

■問い合わせ 学校教育課学校教育係 Ⅲ内線 612

アンケート回答状況

■市民アンケート

- ▽調査対象 市内に住む18歳以上の男女 1000人
- ▽調査時期 令和元年5月
- ▽回収率 40.4%（404件）
- 保護者アンケート
- ▽調査対象 小学校保護者 852人
中学校保護者 585人
- ▽調査時期 令和元年7月中旬～8月下旬
- ▽回収率 小学校 79.2%（675件）
中学校 59.1%（346件）

アンケートの主な設問と結果

設問 1学年あたりのクラス数（グラフ①）

「複数クラスを望む」が7割以上

小学校・中学校とも「1学年あたり2～3クラスがよい」との回答が、市民アンケート・保護者アンケート共に最も多く、半数以上を占めています。

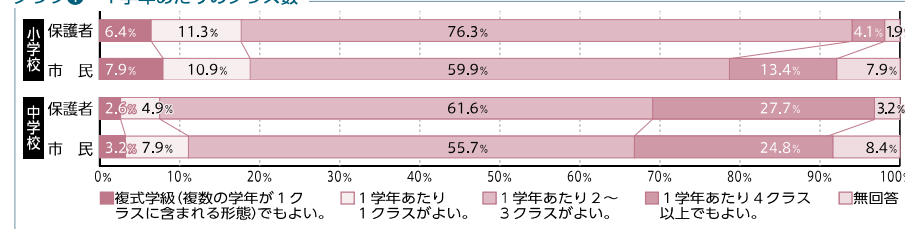
中学校では、4クラス以上を望む意見が、市民・保護者とも小学校より多くあります。

設問 1クラスあたりの児童・生徒数（グラフ②）

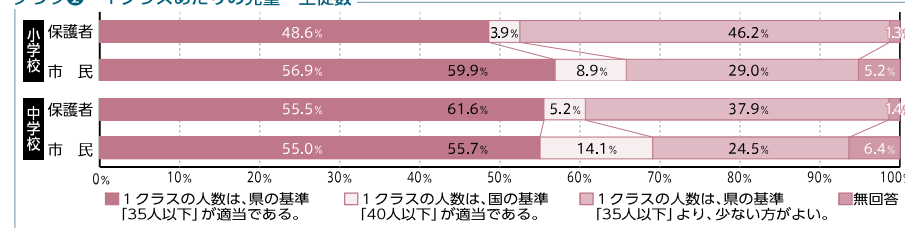
クラス人数は少人数傾向

小学校・中学校とも「1クラスの人数は、県の基準、35人以下が適当である」が最も多く、市民アンケート・保護者アンケート共に約半数でした。

グラフ① 1学年あたりのクラス数



グラフ② 1クラスあたりの児童・生徒数



設問 通学時間（グラフ③）

「30分以内」が最も多く、「15分以内」と合わせると小学校は保護者アンケート78.2%、市民アンケート74.5%で、中学校は保護者アンケート76.0%、市民アンケート57.7%と短い通学時間を望んでいることがうかがえます。

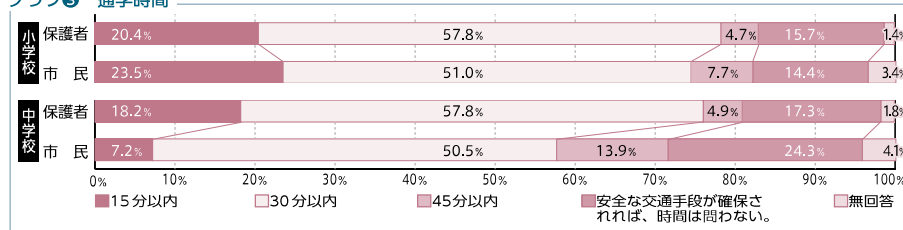
設問 少子化の中で学校の数をどのようにすることが望ましいか（グラフ④）

「市全体で適正配置を望む」が約6割

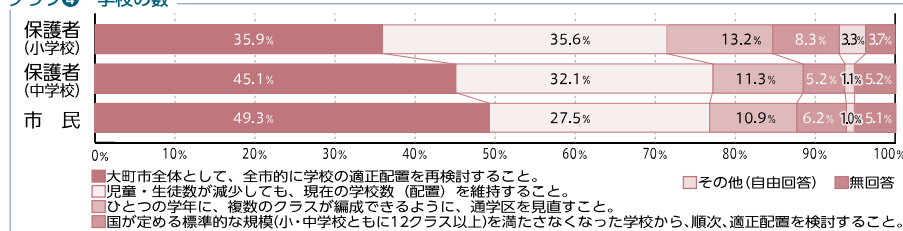
小学校・中学校とも「大町市全体として、全市的に学校の適正配置を再検討すること」が最も多くなっています。

市民アンケートでは約半数の49.3%に対して、保護者では小学校が35.9%、中学校が45.1%と若干低くなっていますが「ひとつの学年に、複数のクラスが編成できるように、通学区を見直すこと」や「国が定める標準的な規模

グラフ③ 通学時間



グラフ④ 学校の数



を満たさなくなった学校から、順次、適正配置を検討すること」を含めると、市全体で適正配置を求めるものが、小学校では57.4%、中学校では61.6%となります。

検討委員会の検討経過と今後の予定

- これまでの検討委員会開催 7回（平成30年7月）
- これまでの研究部会開催 3回（令和元年6月）
- ※研究部会は、少子化に伴う課題を整理するため、検討委員など9人を選任し組織
- 今後の予定
- ▽1月下旬 第8回検討委員会
- ▽1月下旬 定例教育委員会へ提言
- ▽2月上旬 総合教育会議
- ※教育委員会では、検討委員会からの提言を受けた後、基本方針案を策定し、パブリックコメントの募集などを行った上で方針を決定していく予定です。

法令などから見る学校規模による基準

- クラス数 小・中学校共に「12クラス以上18クラス以下」を標準とする。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。（学校教育法施行規則第41条および第79条）
- 1クラスあたりの児童・生徒数
- ▽国基準 1年生は36人から2クラス、2年生以上は41人から2クラス
- ▽県基準 全学年36人から2クラス

■小学校の専科教員の配置

13クラスまでの学校は1人、14クラス以上の学校は2人となる。ただし、クラス数は国基準により計算した数で配置となる。

※専科教員とは、音楽や理科、家庭科などの教員資格のある先生のこと。専門性の高い授業が可能で、全校統一した指導ができる。

これからの少子化社会を見据えた義務教育のあり方について

義務教育のあり方検討委員会の報告書

全国的に急激な人口減少・少子化が進む中、本市においても小・中学校を取り巻く環境の変化への対応が差し迫った課題となっています。

「大田市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会」では、約2年間にわたり8回の会議と3回の研究部会を行い、検討した結果を報告書にまとめました。今回は、報告書の概要についてお知らせします。

■問い合わせ 学校教育課学校教育係

☎区内線612



	H26	H27	H28	H29	H30
東 小	28	21	28	21	19
西 小	50	45	45	39	35
南 小	49	47	34	37	37
北 小	44	39	34	38	31
八坂 小	11	4	10	3	11
美麻小	7	6	4	5	4
計	189	162	155	143	137
平均			157		

課題の把握・分析

大田市の児童・生徒数は年々減少し、令和6年には1515人程度になると推計されています。

出生者数は、直近5年間の平均で157人、今後もおおむね150人前後で推移し、近い将来、市内全校に単学級の学年がでると予想されます。

昨年実施した市民アンケートおよび2回の保護者アンケート、各学校の運営協議会・運営委員会、市PTA連合会の懇談会などで、さまざまな皆さんのご意見をお聞きした結果、現在の大田市の小・中学校に、主に次の課題があることが分かりました。

■通学区の課題

▽小学校卒業後に、2つの中

学校へ分かれて進学する小学校がある。

▽自治会や公民館、育成会などの住民組織の活動範囲と通学区が一致していない学校があり、コミュニティ・スクールを推進していく上での支障となっている。

■学校施設の課題

▽旧大田市内の4小学校は、耐震改修と併せて大規模改修事業や体育館棟の耐震化を行ったものの、校舎の大部分は建築後30年以上経過しているため、給排水施設などの老朽化が進んでいる。

▽現状より大規模だった時代の校舎やグラウンド、施設などを少数の教職員で維持管理することが困難となっている。

■小学校の課題

▽学級数が減少することにより、理科、家庭科、音楽などの専科教員の配置が困難となっており、市内のほとんどの学校で理科の専任教員が配置されない状況になりつつある。

▽教員数の減少により、習熟度別指導や教科担任制などの

多様な指導方法を行うことが困難となっている。

▽教員数の減少により、行事の内容や時間、範囲などが狭くなっている。

▽1学級当たりの児童数の少人数化によりグループ形式の指導などがしやすくなるケースもある一方で、授業の中で児童からの多様な発言を引き出しにくくなり、授業の組み立てが難しくなっている。

▽児童数の減少により、男女の偏りが生じやすく、指導などに配慮が必要となっている。



■中学校の課題

▽各教科に複数の教員を配置できないため、習熟度別指導などを円滑に行うことが困難となっている。

▽教員数や生徒数が少ないため、選択できる部活動の種目も少なくなり、団体競技なども限られたものとなっている。このため、生徒が自己を発揮できる機会が限定されている。

▽専科教員を配置できないため、非免許(免許外)で教科担任を行うケースなどが増加している。

■小・中学校共通の課題

▽人間関係が限られたものになり、コミュニケーション能力の向上や円滑な人間関係の構築などに出る可能性がある。

▽児童・生徒間で切磋琢磨する機会が少なくなり、組織的で機能的な子ども集団づくりが困難となる可能性がある。

▽学校規模の縮小に伴い教職員数も減少するため、授業研究などの時間が十分に確保できている。

▽授業の組み立てが難しくなるだけでなく、教職員1人当

たりの校務負担が重くなっている。

■教育行政上の課題

▽ICTの活用など、学習環境の整備や快適な施設環境の整備を一律に実施することが財政上困難となっている。

▽1校の食数が少ないために給食食材の調達や調理員の確保が困難となっている。

▽公民館の活動地区と通学区が異なる地域では、育成会や公民館活動と、学校との円滑な連携が図りにくい。

4つの提言

検討委員会では、これらの課題を解決するために今後取り組むべき施策について広く議論を行い、次の4項目を提言として取りまとめました。

通学区の見直しと旧大田市内における小中学校の再編

旧大田市内の小中学校4校・中学校2校は、文部科学省が法令上の標準として示している「小・中学校ともに12学級以上18学級以下」の学校規模

や通学距離などを考慮し、小学校2校と中学校1校を基本として通学区の見直しと再編を行う必要がある。

八坂・美麻地区の小・中学校は、山村留学制度や通学距離などを考慮し、当面、現状を維持する。

幼児教育から義務教育までの一貫した教育の推進

通学区の再編と併せ、幼稚園児や保育園児に対する幼児教育から小・中学校まで一貫した方針に基づく教育を推進する。

学校施設の整備など教育環境の充実

小・中学校の再編に併せ、老朽化が進んでいる学校施設を整備し、児童・生徒の安全確保の徹底と快適な教育環境を実現するとともに、時代の要請に対応した情報機器の導入など教育環境を充実する。

地域と共にある学校づくりの推進

学校運営に地域社会の参画を得ながら、地域に根付いた

今後の取り組み

市では、市長と教育委員会からなる総合教育会議を1月に開き、検討委員会の報告書を提示しました。報告書の内容を共通方針として捉え、今後の進め方を協議しました。

今年度は、関係団体、識見者、公募による市民などで構成する「大田市立学校通学区

コミュニティ・スクールの一層の充実・推進と、地域と学校間のつながりを堅持できるよう、自治会・公民館・育成会などの住民組織の単位と通学区の整合性を図るなど、最大限の配慮をする。



市立学校通学区再編審議会委員募集

市教育委員会では、市立学校の通学区などを検討する審議会の委員を募集します。

- 募集人数 2人
- 応募資格 20歳以上の市民
- 任期 委嘱日から答申の日まで(おおむね10カ月間)
- 会議 4回(予定)
- 応募方法 4月6日(月)～30日(木)に、応募動機を任意の様式に800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、郵送(必着)または直接、学校教育課学校教育係へ。
- 問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎区内線612 ☎398-8601 大田市大町3887